

## 船舶事故調査報告書

平成28年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成27年8月23日 13時00分ごろ
発生場所	福岡県糸島市船越漁港東南東方沖 筑前船越港西防波堤灯台から真方位125° 1,360m付近 (概位 北緯33° 32.9′ 東経130° 08.3′)
事故の概要	水上オートバイテポドンは、4人を乗せた浮体をえい航しながら遊走中、浮体がかき筏に衝突し、浮体の搭乗者全員が負傷した。
事故調査の経過	平成27年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ テポドン、0.2トン 293-39544福岡、個人所有 2.85m (Lr) × 1.10m × 0.47m、FRP ガソリン機関、154.5kW、平成24年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 33歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年6月16日 免許証交付日 平成23年6月16日 (平成28年6月15日まで有効) 搭乗者A 男性 18歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）、軽傷 3人（搭乗者B、搭乗者C及び搭乗者D）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人の子供1人を後部座席に乗せ、搭乗者Aほか友人3人（以下「搭乗者B」、「搭乗者C」及び「搭乗者D」という。）が乗ったソファ型浮体（以下「本件浮体」という。）を、長さ約18mのえい航索を使用してえい航し、船越漁港東南東方沖の海域で遊走を行っていた。 船長は、約10～15分の遊走を終え、マリーナに帰航しようとし

	<p>て西北西進していたところ、搭乗者から遊走を続けてほしい旨の声を掛けられたので、かき筏群の間で航行が許されている水路（以下「本件水路」という。）を通過した上でマリーナの南西方沖の海域に向かうこととした。</p> <p>本船は、約30km/hの速力で本件水路に向けて航行中、船長が、東側のかき筏群の北端のかき筏まで約15mまで接近した所で本船とかき筏との距離が近いと感じ、右転してかき筏との距離を隔てた後、減速しながら左転した。</p> <p>船長は、本件浮体が本船の船尾を追従しているものと思い、左転しながら左肩越しに振り向いたところ、本件浮体が本件水路東側のかき筏群北端のかき筏に接近するように左方に横滑りしていることを認め、平成27年8月23日13時00分ごろ本件浮体が同筏に接触した。</p> <p>搭乗者A、搭乗者B、搭乗者C及び搭乗者Dは、かき筏上に投げ出されて同筏上を転がった後、搭乗者Bを除く3人が落水した。</p> <p>船長は、4人を救助してマリーナに帰港した後、マリーナのオーナーを経由して救急車を要請した。</p> <p>搭乗者A、搭乗者B、搭乗者C及び搭乗者Dは、救急車で病院に搬送され、次のとおり診断された。</p> <p>搭乗者A：左側胸部挫滅創、左第2中手骨骨折  搭乗者B：腰部、臀部、右肘部打撲、臀部擦過傷  搭乗者C：右手関節部、右下腿、左足部、前胸部、腰部挫傷  搭乗者D：左肩関節打撲、右上腕、右下腿、左足、右臀部擦過傷  （付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、水上オートバイで本件浮体を含む各種浮体をえい航する遊走経験が豊富にあり、本件浮体は、遠心力による横滑りが大きいことを知っていた。</p> <p>船長は、本件浮体を含む各種浮体をえい航して遊走中、ふだん、約3～5秒ごとに振り向いて浮体の状況を確認しており、本事故当時も同様に確認していた。</p> <p>搭乗者4人は、本件浮体に横並びで座っていた。</p> <p>搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Dの着衣は、Tシャツに海水パンツであり、搭乗者Cの着衣は海水パンツのみであった。</p> <p>船長、搭乗者A、搭乗者B、搭乗者C及び搭乗者Dは、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、船越漁港東南東方沖において、本件浮体をえい航して西北</p>

	<p>西進中、船長が、左舷方に存在するかき筏にえい航索の長さよりも短い距離まで接近して右転したことから、遠心力によって左方に振られた本件浮体が同筏に接触し、搭乗者4人が同筏上に投げ出されて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、30km/h程度の速力であれば、本件浮体が本船の船尾を追従してくると思ったことから、左舷方に存在するかき筏に接近した状態で右転したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、船越漁港東南東方沖において、本件浮体をえい航して西北西進中、船長が、左舷方に存在するかき筏にえい航索の長さよりも短い距離まで接近して右転したため、遠心力によって左方に振られた本件浮体が同筏に接触し、搭乗者4人が同筏上に投げ出されたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮体えい航中に転舵する際は、遠心力による振れに注意すること。</li> <li>・ 浮体搭乗者には、ヘルメットやプロテクタなどの保護具を装着させることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

